審査基準

A-e-3 平成27年4月1日作成

法 令 名: 道路交通法

根 拠 条 項: 第51条の13第1項

処 分 の 概 要: 駐車監視員資格者証の交付

原権者(委任先): 愛知県公安委員会

法 令 の 定 め: 確認事務の委託の手続等に関する規則第11条(駐車監視員資格

者証の交付の申請)

審 査 基 準:

道路交通法第51条の13第1項第1号のいずれかに該当し、かつ、同項第2号のいずれにも該当しないときには、駐車監視員資格者証の交付を行う。

道路交通法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴 及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法 行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

(注1)暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条 第2号に掲げるものをいう。

(注2)暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第3条 に掲げるものをいう。

標準処理期間: 30日(行政庁の休日は含まない。)

申 請 先: 愛知県警察本部交通指導課又は警察署の交通課

問い合わせ先: 愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター運用係

電話 (052) 951-1611 内線 793-211

備 考: